

芦屋町地球温暖化対策実行計画

(事務事業編 第5期)

計画期間 令和3年度～令和12年度

令和4年7月改訂

福岡県芦屋町

目次

第1章 基本的事項

- 1. はじめに 1
- 2. 国際的な動向と日本の対応 1

第2章 計画の概要

- 1. 計画の目的 2
- 2. 計画の期間 2
- 3. 計画の基準年度 2
- 4. 計画の対象範囲 2
- 5. 温室効果ガス総排出量の削減目標 3

第3章 芦屋町の現況

- 1. 芦屋町のこれまでの取組 3
- 2. 第4期計画取組項目の推移 4

第4章 具体的な取組内容

- 1. 製品等の購入 6
- 2. 製品等の使用 7
- 3. 製品等の廃棄 9
- 4. 建築物の建設・管理等 9
- 5. その他の取組 9

第5章 計画の進行管理及び公表

- 1. 推進体制 9
- 2. 進行管理 10
- 3. 進捗状況の公表 10

- 【参考 地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）】 10

第1章 基本的事項

1. はじめに

地球温暖化とは、地球の表面や海洋の温度が上昇していく現象であり、その原因は利便性を追い求めた人的要因による温室効果ガスの排出量の増加であるとされています。

今日の環境問題は、事業活動や日常生活による環境への負荷に起因しており、社会経済活動の各段階における環境負荷の低減が大きな課題となっています。地球温暖化は、その影響の大きさや深刻さから特に重大な環境問題の一つです。

近年、地球温暖化が進むことにより、集中豪雨や最高気温の更新、台風の大規模化など、私たちの生活への被害が懸念されています。

2. 国際的な動向と日本の対応

地球温暖化防止に関する国際的な対策は、平成4年(1992年)に気候変動枠組条約が採択され、平成9年(1997年)12月に開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議(地球温暖化防止京都会議)」において、京都議定書が採択され、この中で我が国は温室効果ガスの総排出量を平成20年(2008年)から平成24年(2012年)の期間に平成2年(1990年)比で6%の削減目標が定められました。

こうした国際的な動きを受けて、平成10年(1998年)10月に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律」により、地方公共団体は、事務及び事業に関し「温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画(実行計画)」を策定することが義務付けられました。

その後、平成22年(2010年)11月に開催された「気候変動枠組条約第16回締約国会議」において、「カンクン合意」として各国が令和2年(2020年)における温室効果ガスの排出削減目標を策定し、国連気候変動枠組条約事務局に登録することが決定されました。

また、平成27年(2015年)7月に地球温暖化対策推進本部を開催し、令和12年(2030年)の温室効果ガスの総排出量を平成25年(2013年)比で26%(平成17年(2005年)比で25.4%)削減する「日本の約束草案」として決定し、国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。その後、平成27年(2015年)11月に「気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)」が開催され、平均気温上昇を産業革命以前に比べ2℃未満に抑えるとともに、1.5℃以下に抑える努力をすることを世界共通の長期目標とした「パリ協定」が採択されるなど、地球温暖化対策は新たな局面を迎えています。

こうした状況のなか、令和3年(2021年)5月、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が国会で可決、成立しました。

自治体が脱炭素社会に向けた取り組みの実施を宣言・表明するような状況を受けて、新たな条文として「基本理念」を追加し、「2050年までにカーボン

ニュートラル（脱炭素社会）を実現する」との目標が明記される形となり、期限が示された脱炭素社会への取り組みが法的根拠を持ちました。法に定めたことで、たとえ政権が代わっても取り組みを継続的に進める姿勢が、国内外に示されました。

この改正により、我が国の中期目標として、「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。」との目標が打ち出されました。

第2章 計画の概要

1. 計画の目的

本計画は、平成13年4月に策定した「芦屋町環境保全実行計画」を継承・発展させ、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づき、本町に関連する事務・事業に伴って発生する温室効果ガス（CO₂）の排出を削減することにより、地球温暖化の防止に寄与することを目的とする。

2. 計画の期間

令和3年度から令和12年度までの10か年とします。

なお、本計画の実施状況や技術の進捗、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

3. 計画の基準年度

我が国の中期目標として、「2030年度において、温室効果ガスを2013年度（平成25年度）から46%削減することを目指す。」と定められたことから、基準年度を2013年度（平成25年度）とする。

4. 計画の対象範囲

本計画は本町が行う事務・事業とし、対象範囲は出先機関等を含めた組織及び施設を対象とする。（対象施設 別紙1-1 参照）

また、指定管理者制度等により外部委託している事務・事業及び施設についても対象とする。（対象施設 別紙1-2 参照）

5. 温室効果ガス総排出量の削減目標

我が国の中期目標として、「2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度（平成 25 年度）から 46%削減することを目指す。」と定められたことから、計画期間の最終年度である令和 12 年度の温室効果ガス総排出量を、2013 年度（平成 25 年度）から 46%削減することを目指す。

なお、対象施設の増減・改修、社会状況の変化などを踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

- ・基準年度総排出量（平成 25 年度）：2, 582, 251 kg-CO₂
- ・目標年度総排出量（令和 12 年度）：1, 394, 415 kg-CO₂

また、コピー用紙使用量・上水道使用量についても事務経費の削減、地球温暖化の防止、経済効果に繋がることから削減の目標に含め次のとおりとする。

- ・コピー用紙使用量 3%削減
- ・上水道使用量 5%削減

第3章 芦屋町の現況

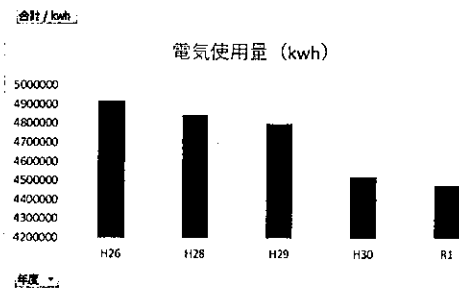
1. 芦屋町のこれまでの取り組み

芦屋町は、公共サービスを行うという町の主体としての役割のほか、事業者・消費者としての活動を行っていることから、町自らが経済活動に際して環境保全に関する行動を実行することは環境への負荷を軽減するうえで重要であると考え、平成 13 年度から計画期間を 5 年間とし、温室効果ガスの削減目標を 3%とした計画を作成し、P D C A サイクルを用いた評価を行った。

その後、平成 18 年度から計画期間を 5 年間とし、温室効果ガスの削減目標を 3%とした第 2 期計画、平成 23 年度から計画期間を 5 年間とし、温室効果ガスの削減目標を 6%とした第 3 期計画、平成 28 年度から計画期間を 5 年間とし、温室効果ガスの削減目標を 7.5%とした第 4 期計画を策定し、町の事務・事業から排出される温室効果ガスの削減に努めた。そうした本町における温暖化対策への取り組みを更に発展していくため、第 5 期計画を策定し、継続して地球温暖化防止の推進に取り組むこととする。

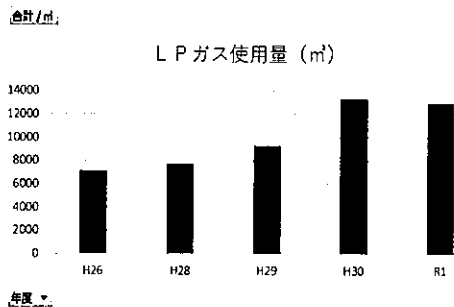
2. 第4期計画取組項目の推移

(1) 電気使用量の推移



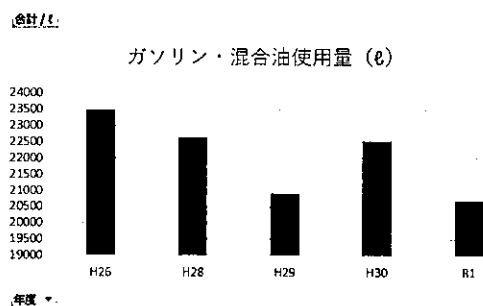
電気使用量は、基準年度の平成26年度(4,917,944kwh)から令和元年度(4,477,803kwh)は約8.95%削減されている。

(2) LPガス使用量の推移



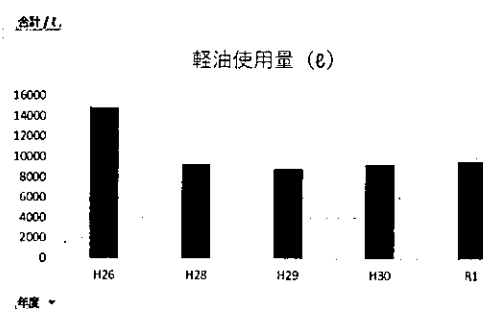
LPガス使用量は、基準年度の平成26年度(7,111.8 m³)から令和元年度(12,965.0 m³)は約82.3%増加している。

(3) ガソリン・混合油使用量の推移



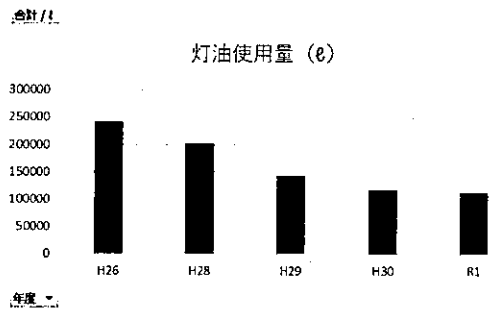
ガソリン・混合油使用量は、基準年度の平成26年度(23,478.20)から令和元年度(20,699.40)は約11.84%削減されている。

(4) 軽油使用量の推移



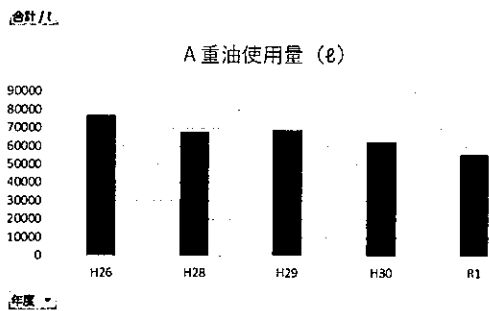
軽油使用量は、基準年度の平成26年度(14,837.10)から令和元年度(9,614.70)は約35.2%削減されている。

(5) 灯油使用量の推移



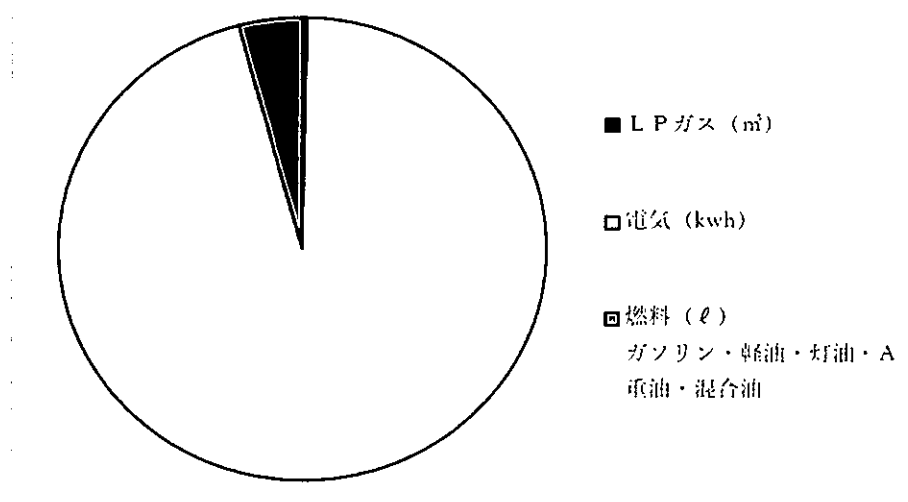
灯油使用量は、基準年度の平成 26 年度 (242,606.0ℓ) から令和元年度 (113,610.0ℓ) は約 53.17%削減されている。

(6) A重油使用量の推移

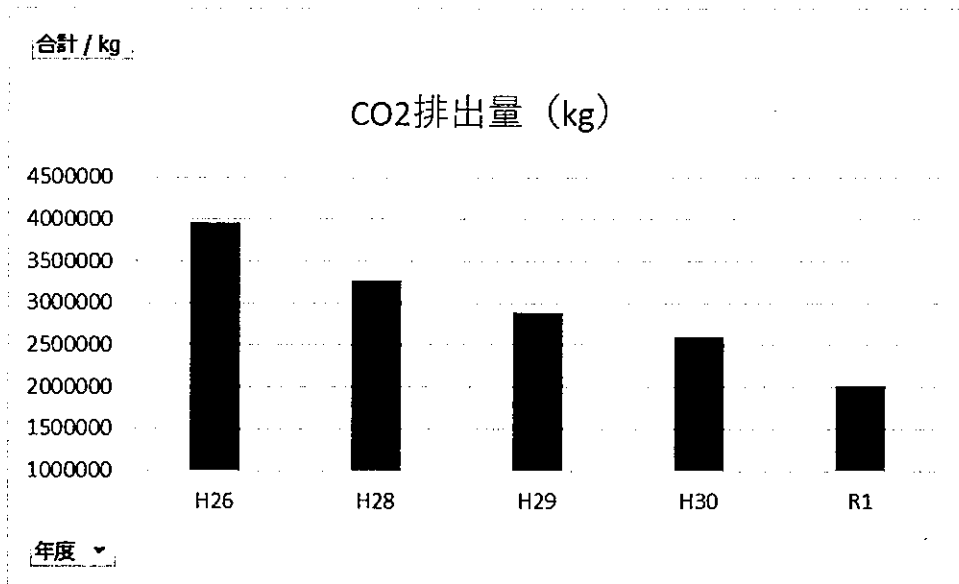


A重油使用量は、基準年度の平成 26 年度 (76,900.0ℓ) から令和元年度 (55,800.0ℓ) は約 27.44%削減されている。

(7) 項目別CO2 排出量の割合



(8) CO₂ 排出量の推移



電気使用量がCO₂ 総排出量の約 95%を占めており、東日本大震災後、火力発電における化石燃料が増加したことに伴い電気の排出量算定に用いる排出係数が増加していた。近年、だんだんと火力発電の割合が小さくなってきたため、電気の排出量算定に用いる排出係数が減少している。このことからCO₂ 排出量が約 49.2%削減(3,962,336.5kg-CO₂ から 2,012,729.4 kg-CO₂)となっている。電気使用量についても基準年度の平成 26 年度から令和元年度は約 8.95%削減されており、引き続き節電・省エネルギーを進める。

(各項目別 年度実績及び基準年度との増減 別紙 2 参照)

第 4 章 具体的な取り組み内容

芦屋町の事務・事業から発生するCO₂ の発生源のうち最大のものは、全体のCO₂ 排出量の約 95%を占める電気の使用に伴うものである。目標達成のためには、最大の排出源である電気の使用に伴うCO₂ の発生の抑制、削減が不可欠である。

1. 製品等の購入

(1) 家電製品

- ・パソコン等のOA機器の購入に当たっては、エネルギー消費のより少ない製品を選択する。

- ・現在使用しているエネルギー多消費型のOA機器については、省エネルギー型のOA機器への更新を計画的に進める。
- ・照明機器及び家電製品の購入に当たっては、適正規模の機器を選択するとともに、省エネルギー型の製品を選択する。

(2) 空調機器・冷蔵庫

- ・空調設備の新設、更新及び冷蔵庫等の購入に当たっては、省エネルギー型の機種を選定する。また、技術開発の動向を見つつ、環境保全から適切な冷媒を使用したものを導入する。

(3) 低公害車

- ・保有する公用車について、環境負荷の少ない低公害車（電気自動車やハイブリッド自動車天然ガス自動車等）または低燃費車の計画的な導入について検討する。

(4) 用紙類

- ・用紙類（コピー用紙・封筒・ファイル等）は、再生紙もしくは間伐材を活用した紙で再生可能なものを購入する。

(5) 文具事務用品

- ・文具、事務用品、作業衣等の物品は、再生材料から作られたものの購入を極力図る。
- ・文具、事務用品等は、詰め替えやりサイクル可能なものを購入する。

(6) 容器包装材

- ・過剰に包装された商品の購入を極力避け、簡易包装商品の選択、購入を図る。

(7) 環境に配慮した製品

- ・環境ラベリング事業（エコマーク、グリーンマーク等）の対象となる製品の購入に努める。
- ・トイレットペーパーについては、再生紙を購入する。
- ・タオル類等については、無漂白製品の購入に努める。
- ・洗剤については、無リン系のものの購入に努める。
- ・その他、物品の調達に当たっては、詰め替え可能な製品、リターナブル容器での販売製品、再利用が可能な製品、長期使用が可能な製品など環境負荷の少ない製品、原材料等の購入に努める。

2. 製品等の使用

(1) 電気

- ・各管理者は、電気使用量の把握、管理に努める。
- ・夏季・冬季の公共施設の節電対策に取り組み、冷暖房時の温度管理等適正使用を徹底する。
- ・夏季クールビズ期間のノーネクタイ・軽装等を励行する。
- ・冬季は、保温効果の高いインナーウェアや靴下、カーデガンやベスト、ひざ掛け等を利用し、服装での寒さ対策を行なう。
- ・マイボトル持参により、電気ポット等の使用を控える。
- ・長時間使用しないパソコン等のOA機器及び電気製品は、支障のない限り主電源を切る。
- ・エレベーターは、荷物の運搬等業務上必要な場合以外は、使用を控える。
- ・昼休み時間や時間外は、支障のない範囲において事務室等の照明を消す。
- ・時間外勤務のための点灯時間の縮減を図るため、定時退庁に努める。
- ・湯沸室、倉庫など、断続的に使用する箇所の照明は、その都度点灯する。
- ・事務室内のブラインド・カーテンの利用により、冷房効果を高めるようにする。

(2) 公用車

- ・各管理者は、燃料使用量の把握、管理に努める。
- ・待機時のエンジン停止の励行、不用なアイドリングの中止などエコドライブを励行する。(エコドライブのすすめ 別紙3 参照)
- ・合理的な走行ルートを選択による効率的な車両運行に努める。

(3) 用紙類

- ・各管理者は、用紙使用量の把握、管理に努める。
- ・文書、資料の課、係単位での共有化、データベース化に努め用紙使用量の削減を図る。
- ・庁内LAN、電子メールの活用によりペーパーレス化を図る。
- ・会議用資料の簡素化、両面コピーの徹底、ワンペーパー化、縮小コピー、使用済み用紙の裏面活用、使用済み封筒の再使用、資料等配布先の見直しなどの取り組みを行う。
- ・ミスコピー防止のため、コピー使用後は必ずオールクリアボタンを押し、不用紙が生じないようにする。

(4) 水道

- ・食器具類の洗浄や歯磨きなど、水を使用する場合は水を溜めて使うなど節水に努める。
- ・庁舎における水利用機器を節水型にし、水使用量の抑制を図る。
- ・公用車の洗車に当たっては、洗車方法の改善や回数の削減に努める。
- ・トイレの過剰な水使用を控える。

(5) その他

- ・ 机等の事務用品の不具合、電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、長期使用を図る。
- ・ 紙コップなどの使い捨て製品の使用の抑制を図る。
- ・ 資料等を発送する際は、過剰な包装をしない。
- ・ 書類や机上、課（室）内の整理整頓を行い、事務の効率化や環境美化に努める。

3. 製品等の廃棄

- (1) 排出される廃棄物の量の削減を図るとともに、用紙類及び容器類等については分別排出に努める。
- (2) 公共施設から排出される新聞紙・雑誌・雑紙・ダンボールのリサイクルを推進する。
- (3) コピー機及びプリンターのトナーカートリッジについて、業者による回収を徹底する。
- (4) OA機器等を廃棄する場合、廃棄物として適正な処理を行う。

4. 建築物の建設・管理等

- (1) 施設の新築・改築を行なう時は、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
- (2) 施設整備等に当たっては、地域の特性に応じて景観保全や歴史的環境への配慮に努める。
- (3) 工事の施工に当たっては、環境負荷の少ない作業の実施を心がけ、出入車両等の排ガス、騒音、振動等の抑制を促す。

5. その他の取り組み

- (1) 再生可能エネルギーの導入を推進する。
- (2) 設置可能な施設に太陽光発電設備を設置する。
- (3) LED 照明の導入を推進する。
- (4) 省エネルギー改修の実施
- (5) 建築物における ZEB の実現

※ZEB (Net Zero Energy Building) とは
一定の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の
導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物

第5章 計画の進行管理及び公表

1. 推進体制（芦屋町地球温暖化対策実行計画推進体制 別紙4 参照）

- (1) 本計画を適正に推進するため、関係各課に責任者と推進員を置く。
- (2) 責任者は、所属長とし、本計画の環境保全行動の啓発を行うとともに取組状況の管理・監督を行う。
- (3) 推進員は、施設管理担当の係長の職にある者とし、責任者とともに本計画の環境保全行動の啓発を行い、また、取組状況の把握を行う。

2. 進行管理

- (1) 環境住宅課（事務局）は、年2回、関係各課の推進員を通じて各課の取りまとめを行い、計画の進捗状況（温室効果ガス総排出量など）を把握する。
- (2) 地球温暖化対策実行計画推進会議において、全庁的な進捗状況の点検を行い、今後の計画の進め方について協議を行う。

3. 進捗状況の公表

- (1) 計画の進捗状況及び点検結果等について、年1回、広報紙等により公表する。

【参考 地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）】

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

- 8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 9 第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。
- 10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。
- 11 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の抑制等に関し意見を述べることができる。
- 12 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。

課	係	施設等	項目	備考
1. 総務課	庶務係	本庁舎	コピー用紙	
		公用車	ガソリン 軽油	
		消防車両	ガソリン 軽油	
		第1分団消防車庫	電気 ガス 上水道	
		第2分団消防車庫	電気 ガス 上水道	
		第3分団消防車庫	電気 ガス 上水道	
2. 企画政策課	地方創生推進係	公用車	ガソリン	
3. 財政課	契約管財係	本庁舎	電気 ガス 燃料(石油系) 上水道	
4. 健康こども課	健康づくり係	公用車	ガソリン	
	子育て支援係	芦屋小学童	ガス 燃料(石油系)	
		山鹿小学童	電気 ガス 燃料(石油系)	
5. 福祉課	高齢者支援係	公用車	ガソリン	
		陶芸教室	電気 燃料(石油系) 上水道	
	障がい者・生活支援係	公用車	ガソリン	
6. 産業観光課	商工観光係	公用車	ガソリン	
		トイレ	電気 上水道	
	農林水産係	ポンプ施設	電気	
		トイレ	上水道	
7. 都市整備課	下水道係	公用車	ガソリン	
		浄化センター	コピー用紙 電気 ガス 燃料(石油系) 上水道	
		町内ポンプ施設	電気 上水道	
	土木係	公用車	ガソリン	
		作業員詰所	ガス 燃料(石油系) 上水道	※詰所設置のストーブ・発電機分を含む
		粟屋・高浜排水ポンプ他	電気	
建築係	公用車	ガソリン		

課	係	施設等	項目	備考
8. 学校教育課	学校教育係	教育委員会事務室	コピー用紙	
		公用車	ガソリン	
		芦屋小学校	コピー用紙	
			電気	
			ガス	
			燃料(石油系) 上水道	
	芦屋東小学校	コピー用紙		
		電気		
		ガス		
		燃料(石油系) 上水道		
	山鹿小学校	コピー用紙		
電気				
芦屋中学校	ガス			
	燃料(石油系)			
	上水道			
	コピー用紙			
給食センター係	公用車	ガソリン		
	給食配送車	軽油		
	給食センター	電気		
ガス				
9. 生涯学習課	公民館・文化係	中央公民館	燃料(石油系)	
			上水道	※コピー用紙は 事務室・図書館
		芦屋東公民館	電気	
			ガス	
山鹿公民館	燃料(石油系)			
	上水道			
歴史の里	コピー用紙			
	電気			
		燃料(石油系)		
		上水道		

課	係	施設等	項目	備考
9. 生涯学習課	社会教育係	町民会館	コピー用紙	※コピー用紙はボランティアセンター
			電気	
			ガス	
		公用車	燃料(石油系)	
			上水道	
		総合体育館	ガス	
			燃料(石油系)	
		中央グランド倉庫・街灯	電気	※総合運動公園内
		テニスコート	電気	※転圧機燃料含む
燃料(石油系)				
小体育館	燃料(石油系)			
	上水道			
弓道場	電気			
祇園崎グランド	燃料(石油系)			
	上水道			
芦屋中学ナイター	電気			
10. 芦屋釜振興課	芦屋釜の里係	公用車	ガソリン	
		釜の里	コピー用紙	
電気				
ガス				
燃料(石油系)				
11. 環境住宅課	住宅係	公用車	ガソリン	
	地域振興・交通係	巡回バス	ガソリン	
			軽油	
	環境・公園係	都市公園	電気	
		公用車	上水道	
ガソリン				
墓地	電気			
		上水道		

※コピー用紙、上水道についても、事務経費の削減、地球温暖化防止、経済効果に繋がることから削減目標の対象とする。

※指定管理者制度等の町有施設についても、削減目標の対象とする。

※芦屋競艇場については、省エネ法で第二種エネルギー管理指定工場に指定されており、同様の取組を行なっているため対象施設から除外

※芦屋中央病院(地方独立行政法人)については対象施設から除外

※電気使用量を把握できない道路街灯、防犯街灯、公園街灯については対象施設から除外

年間 [削減目標となる基準年度(平成25年度)と各年度実績及び増減] (全体)

全体 取り込み項目	削減 目標	25年度実績 基準年度(A)		29年度実績及び基準年度との増減		30年度実績及び基準年度との増減		31年度実績及び基準年度との増減		R2年度実績及び基準年度との増減		R3年度実績及び基準年度との増減	
		(B)	(B/A) %	(B)	(B/A) %	(C)	(C/A) %	(D)	(D/A) %	(E)	(E/A) %		
コピー用紙使用量(枚)	3%	3,420,250.0	100.50	3,437,482.0	100.50	2,921,325.0	85.41	3,986,000.0	116.54	3,712,750.0	108.55	3,662,510.0	107.08
上水使用量(m ³)	5%	30,586.0	231.28	70,739.5	231.28	76,025.5	248.56	70,983.5	232.08	46,215.0	151.10	54,097.5	176.87
電気使用量(kwh)		3,807,870.0	126.05	4,799,959.5	126.05	4,524,401.1	118.82	4,477,803.0	117.59	4,334,039.0	113.82	4,370,143.0	114.77
液化石油ガス使用量(m ³)		1,735.8	534.48	9,277.5	534.48	13,331.1	768.01	12,965.0	746.92	7,256.8	418.07	6,666.9	384.08
燃料使用量(%)		ガソリン 混合油	110.66	20,910.2	119.19	22,522.1	109.55	20,699.4	109.55	12,295.6	65.07	13,216.6	69.95
		軽油	138.55	8,857.5	145.40	9,295.1	150.40	9,614.7	150.40	3,556.4	55.63	17,914.0	280.22
		灯油	1,172.67	143,324.0	965.46	117,998.0	929.55	113,610.0	929.55	116,819.0	955.81	128,124.6	1,048.31
		A重油	123.92	68,900.0	112.95	62,800.0	100.36	55,800.0	100.36	48,850.0	87.86	60,300.0	108.45
温室効果ガス総排出量 (二酸化炭素・kg)	46.0%	2,582,251.5	111.84	2,887,886.0	111.84	2,601,479.6	100.74	2,012,729.4	77.94	1,995,139.9	77.26	2,194,234.7	84.97

二酸化炭素(CO2)排出量(kg) 算定係数

	平成25年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度
電気(kwh)	0.61200	0.46200	0.43800	0.31900	0.34400	0.36500
液化石油ガス(m ³)	5.96780	5.96780	5.96780	5.96780	5.96780	5.96780
ガソリン・混合油(ℓ)	2.32166	2.32166	2.32166	2.32166	2.32166	2.32166
軽油(ℓ)	2.58496	2.58496	2.58496	2.58496	2.58496	2.58496
灯油(ℓ)	2.48948	2.48948	2.48948	2.48948	2.48948	2.48948
A重油(ℓ)	2.70963	2.70963	2.70963	2.70963	2.70963	2.70963

エコドライブのすすめ

エコドライブとは、燃料消費量やCO₂排出量を減らし、地球温暖化防止につながる「運転技術」や「心がけ」です。

心にゆとりと時間にゆとりをもって走ることや燃料消費量が少ない運転は、経費の削減になり、同乗者も安心できる運転です。また、交通事故の削減にもつながります。

エコドライブは、誰にでも今すぐできることです。小さな意識を習慣にすることで運転が変わり、社会が変わります。

1. ふんわりアクセル 「eスタート」

発進するときは、穏やかにアクセルを踏んで発信しましょう（最初の5秒で、時速20kmが目安です）。やさしい発進を心がけるだけで燃費がよくなり、安全運転にもつながります。

2. 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転

走行中は、一定の速度で走ることを心がけましょう。

車間距離が短くなると、ムダな加速・減速の機会が多くなり燃費が悪くなります。交通状況に応じて速度変化の少ない運転を心がけましょう。

3. 減速時は早めにアクセルを離そう

信号が変わるなど停止することがわかったら早めにアクセルから足を離しましょう。エンジンプレーキが作動し、燃費がよくなります。また、減速するときや坂道を下るときにもエンジンプレーキを活用しましょう。

4. エアコンの使用は適切に

車のエアコン（A/C）は車内を冷却・除湿する機能です。

暖房のみ必要なときは、スイッチをOFFにしましょう。また、冷房が必要なときは車内を冷やしすぎないようにしましょう。

5. ムダなアイドリングはやめよう

待ち合わせや荷物の積み下ろしなどによる駐停車の際のアイドリングはやめましょう。また、現在の乗用車では基本的に暖機運転は不要です。エンジンをかけたらすぐに出発しましょう。

6. タイヤの空気圧から始める点検・整備

タイヤの空気圧チェックを心がけましょう。

タイヤの空気圧が適正値より不足すると燃費が悪くなります。給油のときに空気圧のチェックをしましょう。

7. 不要な荷物はおろそう

運ぶ必要のない荷物は、車から降ろしましょう。

車の燃費は、荷物の重さに大きく影響されます。

8. 走行の妨げとなる駐車はやめよう

迷惑駐車はやめましょう。

交差点付近などの交通の妨げになる場所での駐車は、渋滞の原因となり他の車の燃費の悪化をもたらし、交通事故の原因にもなります。

芦屋町地球温暖化対策実行計画推進体制

推進責任者：課長

推進員：係長

課名	係名	備考
総務課	庶務係	
企画政策課	地方創生推進係	
財政課	契約管財係	
健康・こども課	健康づくり係	
	子育て支援係	
福祉課	高齢者支援係	
	障がい者・生活支援係	
産業観光課	商工観光係	
	農林水産係	
都市整備課	下水道係	
	土木係	
	建築係	
学校教育課	学校教育係	
	給食センター係	
生涯学習課	公民館・文化係	
	社会教育係	
芦屋釜・歴史文化課	芦屋釜の里・歴史の里係	
環境住宅課	住宅係	
	地域振興・交通係	
	環境・公園係	

事務局

環境住宅課長	環境・公園係長	環境・公園係員
--------	---------	---------